

統 計 表

Statistical Tables

備 考

1. 本書に掲載の時系列数値は、すべて47都道府県に関する数値である。したがって、旧版図(樺太、朝鮮、台湾)、関東州及び南洋群島は含まれていない。
 2. 昭和25年から昭和45年の沖縄県については、琉球列島軍政本部又は琉球政府が実施した国勢調査の結果数値を掲載した。また、昭和20年及び同22年に沖縄県では、調査が実施されていないため、当該年次の人口の数値には、沖縄県が含まれていない。
 3. 昭和25年の国勢調査では、鹿児島県に所属する奄美群島が当時連合国の管理下にあったため、鹿児島県の結果には含まれず、沖縄県における調査結果に含まれている。
- なお、これに関連する統計表は、各第5、7、8表である。
4. 都道府県郡支庁市区町村名についている番号は、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードを定めた件」(昭和45年4月1日行政管理庁告示第44号：改正昭和55年6月7日行政管理庁告示第33号)により告示された地方公共団体コードである。ただし、昭和55年6月8日～同年10月1日の間に市区町村の廃置分合等があったものについては、自治省の「市区町村コード表の改正について(通知)」によった。
 5. 統計表中の「-」は、該当数字がないか、又は単位未満のものを示す。
 6. 本表に掲載の面積については、「表一 各回調査の調査地域の人口及び我が国の面積(IX-1)及び面積の項(XII-1)」を参照されたい。
- 面積に関する統計表は、第1、3、4、7、9及び16表の各表である。
- なお、面積については、四捨五入の関係から個々の数値を合算した数値と総数とは必ずしも一致しない。
7. 第16表に掲載の地域の中には、地域名にDIDsを付したものがある。これは当該地域の人口集中地区を示す。また、同一市区町村内に2か所以上の人口集中地区が存在するときは、I、II、III……の符号でそれぞれの人口集中地区を表わしてある。

Notes for the Statistical Tables

1. Time series data in the tables present prefectural figures exclusively. Accordingly, those figures do not include those of Karafuto, Korea, Taiwan, Kantoshu and Nanyo-gunto.
 2. The census data of Okinawa during the period of 1950 to 1970 are based on the census results which were conducted by the U.S. Military Government in Ryukyu Islands (for 1950 Census) and the Government of Ryukyu Islands (for 1955 to 1970 Censuses). However, the 1945 Population Survey and the 1947 Extraordinary Population Census, which were both taken in Japan, were not conducted in Okinawa. Consequently the population of Okinawa were not presented for those years.
 3. In the 1950 Population Census of Japan, Amami-gunto was not included in Kagoshima-ken because Amami-gunto was under the administration of the U.S. Allied Powers in Ryukyu Islands. Thus the census of Amami-gunto was carried out with that of Okinawa and the results were compiled together with the results of Okinawa. Accordingly, the data of Amami-gunto were presented with those of Okinawa in tables 5, 7 and 8.
 4. Each number affixed to the name of each locality such as *to*, *do*, *ka*, *ken*, *gou*, *shicho*, *shi*, *ku*, *machi* and *muiri* presented in the stubs of the statistical tables refers to the code number that has been established as the code number system of localities in Japan by the Notification No. 44 (April 1, 1970) of the Administrative Management Agency and revised by the Notification No. 33 (June 7, 1980).
 5. The mark “-” denotes zero, below unit or figures not applicable.
 6. For areas shown in statistical tables 1, 3, 4, 7, 9 and 16, refer to the footnotes of “Table. Comparison of Population and Area Covered in Each Population Census of Japan: 1920 to 1980” (page XXI) and the description of “Land Area” (page XXIV).
- The sum of each area does not always coincide with the whole area of Japan due to rounding.
7. “DIDs” attached to some of the names of locality in table 16 refers to as Densely Inhabited Districts of the locality. In case that there are two or more DIDs in a locality, they are distinguished by numbers such as I, II, and III.

昭和 55 年国勢調査報告 正誤表

第 1 卷 人口 総 数 № 1

頁	表 側	誤				正			
		大正 9 年	昭和 5 年	昭和 15 年	昭和 25 年	大正 9 年	昭和 5 年	昭和 15 年	昭和 25 年
42	(4) 23 100 名古屋市	674 836	989 285	1 412 452	1 152 855	677 452	991 833	1 415 117	1 157 263
"	(10) 14 130 川崎市	80 454				83 192			
"	(12) 27 201 堺市	151 669	195 589	263 083	266 282	156 732	201 452	270 338	275 338
"	(26) 14 209 相模原市	32 663	36 209	45 482		27 016	30 047	37 874	
"	(27) 14 201 横須賀市	163 401	199 270	263 639		154 249	183 962	239 520	
43	(75) 36 201 徳島市	138 156	156 209	162 095	174 243	140 534	158 688	164 572	177 363
"	(86) 11 222 越谷市	24 593	26 102	28 298	38 253	27 687	29 148	31 550	42 253
"	(97) 22 203 沼津市	69 209	87 479	100 530	126 937	73 538	92 336	105 852	133 514
44	(154) 14 211 秦野市	26 896	29 478	30 613	42 300	28 874	31 504	32 552	44 821
"	(155) 10 205 太田市	44 382	47 031	77 611	85 108	48 120	50 680	81 598	89 775

昭和 55 年国勢調査報告 正誤表
第 1 卷 人口 総 数 № 2

頁	位 置			誤	正
	県	市	年 月 日		
191 05 秋田県	201 秋田市	大正 13. 4. 1	牛島町	牛島村	
191 06 山形県	201 山形市		昭和 29. 3. 3	昭和 29. 3. 31	
192 07 福島県	203 郡山市	(追加)		昭和 29. 11. 1 安積郡富田村が編入。	
193 10 群馬県	205 太田市	(追加)		昭和 35. 7. 1 山田郡矢場川村が編入。	
194 12 千葉県	204 船橋市	昭和 12. 4. 1	八栄町	八栄村	
196 14 神奈川県	130 川崎市	大正 13. 7. 1	御幸町	御幸村	
	201 横須賀市	昭和 18. 4. 1	逗子町	(削除)	
197 16 富山県	202 高岡市		昭和 41. 2. 20	昭和 41. 2. 10	
199 22 静岡県	207 富士宮市	昭和 30. 4. 1	富士郡富士根村が編入。	旧富士宮市と富士郡富士根村の区域が富士宮市となる。	
200 23 愛知県	100 名古屋市	昭和 12. 3. 1	庄内村	庄内町	
	211 豊田市	(追加)		昭和 31. 9. 30 西加茂郡高橋村が編入。	
			昭和 34. 4. 1	昭和 34. 1. 1	
		昭和 39. 3. 1	上郷村	上郷町	
201 26 京都府	100 京都市	昭和 6. 4. 1	伏見市, 宇治郡醍醐村, 山科町及び紀伊郡が編入。	伏見市, 宇治郡醍醐村, 山科町, 愛宕郡修学院 村, 松ヶ崎村, 上賀茂 村, 大宮村, 鷹峰村, 葛野郡太秦村, 西院村, 京極村, 桂村, 川端村, 松尾村, 梅津村, 嵐峨 町, 花園村, 梅ヶ畠村 及び紀伊郡が編入。	
		昭和 23. 4. 1	葛野郡が編入。	葛野郡小野郷村及び中 川村が編入。	

頁	位 置			誤	正
	県	市	年 月 日		
201	26 京都府	100 京都市	昭和 24. 4. 1	愛宕郡が編入。	愛宕郡雲ヶ畠村, 岩倉 村, 八瀬村, 大原村, 静市野村, 駿馬村, 花 背村及び久多村が編入。
202	27 大阪府	201 堺市	(追加)		昭和 32. 10. 15 南河内郡北八下村が編入。
			(追加)		昭和 33. 7. 1 南河内郡南八下村が編入。
		203 豊中市	昭和 22. 3. 15	中豊島村	中豊島町
		205 吹田市		昭和 15. 4. 15	昭和 15. 4. 1
203	28 兵庫県	100 神戸市	昭和 32. 7. 1	美嚢郡上淡河村が編入。	(削除)
		201 姫路市	昭和 21. 3. 1	大津町, 勝原町	大津村, 勝原村
			昭和 29. 7. 1	大市村	太市村
203	29 奈良県	201 奈良市		昭和 26. 4. 1	昭和 26. 3. 15
204	33 岡山県	201 岡山市	昭和 46. 5. 1	上道郡上道町, 児島郡 興除村, 吉備郡足守町 及び児島郡藤田村が編入。	上道郡上道町, 児島郡 興除村及び吉備郡足守 町が編入。
			(追加)		昭和 50. 5. 1 児島郡藤田村が編入。
205	34 広島県	205 尾道市	昭和 45. 4. 1	向島東村	向島町
207	40 福岡県	203 久留米市		昭和 42. 4. 2	昭和 42. 4. 1
208	43 熊本県	202 八代市		昭和 18. 4. 1	昭和 29. 7. 1
			昭和 30. 4. 1	日奈久村	日奈久町
208	44 大分県	201 大分市	昭和 38. 3. 10	坂の市町	坂ノ市町
208	45 宮崎県	202 都城市	昭和 40. 4. 1	庄内町	莊内町
275	26 京都府	108 京都市 右京区	昭和 50 年 (欄) 人口	1189 422	189 422